

子ども版防衛白書は、全国約 2400 の小学校に約 6100 冊が送付



E メール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2025年9月16日(火)

NO. 1613号

本号4頁

野党 臨時国会召集を求める要求書 衆参両院の議長に提出

自民党総裁選挙の日程が決まったことを受けて、立憲民主党など9党1会派は、政治空白の長期化は許されず、総裁選挙の期間中でも臨時国会を開くべきだとして、憲法の規定に基づいて国会召集を求める要求書を衆参両院の議長に10日提出しました。

立憲民主党など野党6党は9日に国会対策委員長らが会談し、自民党総裁選挙による政治空白の長期化は許されず、ガソリン税の暫定税率廃止などの議論を急ぐ必要があるとして早期の召集を求めていくことを確認しました。

そして、総裁選挙の投開票日が来月4日に決まったことを受け、期間中でも臨時国会を開くべきだとして、憲法53条の規定に基づいて国会召集を求める要求書を10日に額賀衆議院議長に提出しました。

関口参議院議長あてにも要求書を提出しました。

憲法53条では、衆参いずれかの議員の4分の1以上が要求すれば内閣は国会の召集を決定しなければならないとされていますが、召集時期の期限は規定されていません。

立憲民主党の笠国会対策委員長は「これ以上、自民党の党内事情で政治空白が続くことは許されない。今月中にもしっかりと臨時国会を開いて、国民の負託に応えていくことが政治の責任だ」と述べました。

額賀氏は「しっかり受け止めたい」と応じたとのことです。

Mr. サンデー、『今後の自民の期待度』を視聴者アンケート→ 異例の数値にスタジオ騒然 期待できるが7%

7日放送されたフジテレビ「Mr. サンデー」では、当日の特集として一貫して続投の構えをみせていた石破首相が、突如「辞任を表明」した事を取り上げました。番組では「今後の自民党の期待度」に対する視聴者アンケートを実施。「新総裁に代わる自民党に期待できるか？」という質問が行われました。その結果、「期待できる7%」に対し「期待できない93%」という驚愕の結果がでました。

この結果に、スタジオの出演者も驚きを隠せない様子で、生出演していた自民党・中曽根康隆議員からは「厳しい…」と驚きを隠せない場面も。司会の宮根誠司氏は「期待できるが7%しかない。衝撃の数字ですよ！ポスト石破どうなるんですかね？」と出演者に問いかけ、杉村太蔵氏からは「今回だって、解党的、解党的って、何回解党してるか分かんないですよ」と指摘。

その後、衆議院解散に関する話題に移り「新総裁選出後、衆院を早期に解散すべきか？」という内容で視聴者アンケートを行った結果、「解散すべきが73%」に上り、スタジオが再度どよめく事態になりました。

今回、石破首相が辞任したことによって衆院解散は免れましたが、これらの結果に対しネットでもコメントが殺到しています。

このニュースに寄せられたネットの声

・「誰が総裁になっても次期衆議院選挙においても苦戦すると思う」 ・「原点をはき違えている限り自民の復権はない」 ・「自民党である限り誰がやっても同じ」 ・「国民の声をちゃんと聴かなきゃダメ」

離党ドミノは続くのか「連立入り」が囁かれる維新から 3 議員が離党

日本維新の会の 3 人の衆院議員、守島正氏（大阪 2 区）、斉木武志氏（比例北陸信越）、阿部弘樹氏（比例九州）が 9 月 8 日、離党届を提出し、会見しました。離党後に新会派を結成する 3 人の離党する理由は少しずつ異なるが、「維新は改革政党でなくなってしまった」という思いが共通しています。

守島氏は維新の本拠地・大阪が地盤で、大阪市議時代は維新の吉村洋文代表の同期。衆院 2 期目で、選対本部長代行も務めていました。会見で守島氏は、参院選後の 8 月 7 日に維新の共同代表に選ばれた藤田文武・国会議員団長ら維新の他の国会議員への批判を口にしました。「藤田氏は『維新は保守の政党』と明言していた。維新は結党以来、イデオロギーによらない改革政党だったが、保守政党に変わってしまった。永田町政治を変えろという吉村代表の思いや改革姿勢も失われ、真の改革政党とはみなしがたい状況になっている。維新の国会議員の中で同じ路線で仕事をしていくのは厳しい」「維新の設立者である橋下（徹）さんへの批判も、国会議員団の中ではかなりひどい状況。耐えかねる」

■「連立入りの動きは目指すものが違う」

斉木氏は元 NHK アナウンサーで、衆院議員 3 期目。09 年に旧民主党、17 年には希望の党の公認で当選し、昨年の衆院選では維新から福井 2 区に出馬して、比例復活当選した。今年 8 月 7 日の共同代表選にも立候補し、藤田氏に敗れている。離党した 3 人で新会派を作った際は、代表を務めるという。

9 月 8 日の会見で斉木氏は、維新が「副首都構想」実現のために、与党連立入りの動きをみせていることを批判しました。「国民がやってほしいことを全国政党として維新はやっていくべきだが、大阪の状況に特化している。連立入りを視野にした動きも水面下で始まっている」「副首都構想、これをやってくれるなら連立入ります、みたいな動きをしていて、これは違うかなと」

「自民党に代わり、改革する党が維新だったはず。それなのに参院選で掲げた食料品減税も封印してしまい、自民党と連立を組みたいという動きが党内外で目立つようになってきた。それは目指すものが違う」そして、8 月 21 日に小泉進次郎農水大臣が万博を視察したときのことに触れて、こう話しました。「吉村代表がずっと付きっきりで小泉氏を案内した。これって、自民党と連立を組みたいというアピールとしか思えません。自民党総裁選でも小泉氏に勝って欲しいという思いではないのか」

3 人目の阿部氏は福岡県の町長や県議をへて、維新から衆院選福岡 4 区に出馬し、21 年、昨年と比例復活で当選している。会見では、「維新の公約が（福岡の）有権者に響くことがない」と話しました。

参政党の新日本憲法「構想案」を斬る 15

次に第二章の「国家」です。第四条が「国」、第五条が「国民」、第六条が「公共の利益」と定めたいです。今回は、その中の**第 6 条「公共の利益」**の部分です。

参政党の新日本憲法構想案では

（公共の利益）

第六条 国は、この憲法に定める**国民の権理**^⑬及び公共の利益（以下「公益」という。）を国政において常に維持し、擁護する義務^⑭を負う。

2 前項の公益は、次の二章及びこの憲法全体を通じ、国民生活の基盤確保及び国のまもりを目的として規定される。

3 公務員は、専ら公益の維持及び増進に従事する責務を負う。

4 個人や団体の利益は、健康や安全、環境や文化等、将来の世代にわたって必要な公益のもとに得られることに留意し、その追求は、公益に配慮して行うことを要する^⑮。

^⑬権利を「権理」と記したのは、**r i g h t**の翻訳として、「理に適った」という趣旨を含む用語として適切だからである（福沢諭吉は翻訳として二つの用語を用いていた）。

^⑭国が国民の権理とともに、公益の最低限度を確保すべきことを定める条文である。

^⑮私益より公益が優先することは、権利や自由が公共の福祉のもと認められることと同じ趣旨である。本憲法において、公共の利益（公益）をより具体化して定めている。

「公益は、次の二章及びこの憲法全体を通じ、国民生活の基盤確保及び国のまもりを目的として規定される」、「4 個人や団体の利益は、健康や安全、環境や文化等、将来の世代にわたって必要な公益のもとに得られることに留意し、その追求は、公益に配慮して行うことを要する」

このように規定していますが、私益より公益を優先することは、権利や自由が公共の福祉のもと認められるのと同じ趣旨です。

日本国憲法では、

第二十二条 何人も公共の福祉に反しない限り、移住、移転及び所業選択の自由を有する。

② 何人も外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない

自民党の改憲草案(初版平成 24 年 10 月発行)では

(居住、移転及び職業選択の自由)

第二十二條 何人も、居住、移転及び職業選択の自由を有する

2 全て国民は、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を有する。

自民党の改憲草案の Q&A 1 4 では、権利は、共同体の歴史、伝統、文化の中で徐々に生成されてきたものです。したがって、人権規定も、我が国の歴史、文化、伝統を踏まえたものであることも必要だと考えます。現行憲法の規定の中には、西欧の天賦人権説に基づいて規定されていると思われるものが散見されることから、こうした規定は改める必要があると考えました。

Q&A 1 5 では、従来の「公共の福祉」という表現は、その意味が曖昧で、分かりにくいものです。そのため、学説上は「公共の福祉は、人権相互の衝突の場合に限って、その権利行使を制約するものであって、個々の人権を超えた公益による直接的な権利制約を正当化するものではない」などという解釈が主張されています。しかし、街の美観や性道德の維持などを人権相互の衝突という点だけで説明するのは困難です。今回の改正では、このように意味が曖昧である「公共の福祉」という文言を「公益及び公の秩序」と改正することにより、その曖昧さの解消を図るとともに、憲法によって保障される基本的人権の制約は、人権相互の衝突の場合に限られるものではないことを明らかにしたものです。

国民の「権理」は参政党の「造語」ではありません。

「権利」と「権理」の違いについて説明します。明治憲法制定の過程でこの用語を巡り真摯に議論された事実があります。

まず、権利は、個人が持つ法的な権限や自由を指します。一方、権理は、権利がどのように生まれ、行使されるべきかを考えるための枠組みであり、個人の権利の尊重と社会全体の利益とのバランスを取ることが求められます。



福沢諭吉は「Right」の概念を「権利」ではなく「権理」と訳し、公共の福祉に適った社会のあり方を追求するために必要な権力や権限を強調しました。

このように、権利は個々の権限を示し、権理はその権利の行使に関する理論的な枠組みを提供します。また、次のような説明もありました。

権利とは？ 「権利」という言葉は、一般的には他人に対して請求したり行使したりできる合法的な力や自由を指します。例えば、私たちには教育を受ける権利や、選挙で投票する権利があります。これらは法律や社会のルールによって保障されています。権利は、個人が自分の意見を持ち、その意見を表明する手段ともいえます。

権理とは？ 一方で「権理」は、権利に関する理論や原則を指します。権理は、権利がどのように生まれ、どうやって行使されるべきかを考えるための枠組みです。権理には、個人の権利の尊重や社会全体の利益とのバランスを取ることが求められます。言い換えれば、権理は権利の背景にある哲学や原則を理解するためのものです。

「権理」には「義務」が伴うとして「公共の利益」・「公益」を強調

参政党案第 8 条第 3 項では、「自由」には「責任」が伴うとされ、「権理」には「義務」が伴うと明記され、同時に「公共の福祉」（現行憲法第 12 条、第 13 条など）ではなく「公共の利益」・「公益」が強調されています。

これは、「自由及び権利には責任及び義務が伴う」ことを規定し、「公益及び公の秩序」を強調する自民党の憲法改正草案 12 条と似ており、要するに、現行憲法のもとで認められている基本的人権をより広く制限できるようにする規定といえます